

生食発 0831 第 7 号
4 輸国 2323 号
令和 4 年 8 月 31 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向けに輸出する食肉、食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 EU-A1「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」及び別紙 EU-A3「英国及び欧州連合向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」（以下「各要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、欧州連合規則が改正されたこと等を踏まえ、手続規程の別表、別紙リスト、各要綱及び別紙 ZZ-A1「輸出食肉製品の取扱要綱（シンガポール及び台湾向け）」について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 手続規程の別表 1 及び別表 2 に下記の改正を行ったこと。

変更箇所	変更内容
・ 別表 1 欧州連合 適合施設の認定(法第 17 条第 1 項)	以下の修正 (旧) 食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品 (別紙 EU-A3) (厚) (新) 食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品 (別紙 EU-A3、ZZ-A1) (厚)
・ 別表 2 スイス、ノルウェー、 リヒテンシュタイン 輸出証明書の発行(法第 15 条第 2 項)	以下を追加 食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品 (別紙 EU-A3) (厚)

2 別紙リストの別紙名称に下記の改正を行ったこと。

変更前	変更後
英国及び欧州連合向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱	英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱
輸出食肉製品の取扱要綱 (シンガポール及び台湾向け)	輸出食肉製品の取扱要綱 (EU 等、シンガポール及び台湾向け)

3 別紙 EU-A1 について、主に下記の改正を行ったこと。

- (1) 輸出検疫証明書様式の改正
- (2) (1) に伴う衛生証明書様式の改正
- (3) その他所要の改正

4 別紙 EU-A3 について、主に下記の改正を行ったこと。

- (1) 輸出検疫証明書様式の改正
- (2) (1) に伴う衛生証明書様式の改正
- (3) 一元的な輸出証明書発給システムに関する改正
- (4) EU 等向け輸出食肉製品についても ZZ-A1 の認定を受けていることを施設認定の要件とする改正
- (5) 輸出可能な国として、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを明示する改正
- (6) その他所要の改正

- 5 別紙 ZZ-A1 について、主に下記の改正を行ったこと。
- (1) 本要綱の共通要件の対象に EU 等を加えるための改正
 - (2) その他所要の改正